

地域強化育成資金 交付要項

1. 「地域強化育成資金」 について

「地域強化育成資金」は、都道府県（47FA）での選手・指導者強化育成事業に対し、より広域で行う地域単位の事業実施に関わる経費を支援することを目的としている。

具体的には、地域単位で実施する各年代のトレセンや各種研修会事業等である。事業の計画策定にあたっては地域の実情を踏まえた検討を行い、地域の強化育成に必要とする事業であること。

また、これらの事業に関わる人々は、地域の強化育成事業が 47FA での活動に対しても寄与することを理解し、責任をもって実施することに努めなければならない。

2. 要項

① 趣旨

これまで地域サッカー協会に対し事業毎に“補助金”“地域強化育成資金”として交付していた。

本要項は前述の目的を踏まえ 「地域強化育成資金」をこれまでより包括的に交付することで地域実情の反映と地域主体性の確保を促し、地域における一貫指導体制構築をさらに推進するためのものである。

② 補助金額算定・対象期間

□ 包括となる事業・補助金額：

- | | | |
|----|-----------------|---------------|
| a) | 強化育成資金 | 【100 万円】 |
| b) | 9 地域トレセンスタッフ研修会 | 【10 万円×都道府県数】 |
| c) | 地域 GK キャンプ | 【30 万円】 |
| d) | 地域トレセンリーグ | 【20 万円】 |

□ 対象事業： 上記 b・c・d は必ず実施すること

□ 対象期間： 2014 年 4 月 ～ 2015 年 3 月

□ 補助金額：

	地域	補助金額
北海道	(4FA 扱い)	190 万円
東北	(6FA)	210 万円
関東	(8FA)	230 万円
北信越	(5FA)	200 万円
東海	(4FA)	190 万円
関西	(6FA)	210 万円
中国	(5FA)	200 万円
四国	(4FA)	190 万円
九州	(8FA)	230 万円

③ 申請

提出物： 事業計画書（別紙：様式 1-1～1-4）は必ず地域ユースダイレクターを中心に協議のうえ、3 月 17 日（月）までに提出してください。

振込： 4 月末までに各地域サッカー協会口座に振り込みいたします。

注：事業計画書・計画書の提出がない地域サッカー協会、もしくは申請条件を満たしていない事業に関しては、補助金をお支払いすることが出来ません。ただし、地域の事情を配慮し、地域ユース

ダイレクターが認めた場合は、レアケースとして対応します。

④ 報告

注：別紙「補助金に関する経理処理の手引き」参照

報告に関しては、2013年度の報告方法より変更があります。報告書は、「収支報告書」と「事業報告書」の2種類です。

- 収支報告書 補助対象となる事業のうち、どの事業からでも補助金の報告を行うことができ、補助金額分の報告を行ってください。4つの対象事業（9地域トレセンスタッフ研修会/地域 GK キャンプ/地域トレセンリーグ/その他事業）すべてに補助金を充当させる必要はありません。
例）強化育成資金の支出額が JFA からの支給の補助金額を超える場合、強化育成資金の収支報告書・明細書を提出して頂ければ、他の事業の収支報告書の提出は不要です。
- 事業報告書 すべての対象事業の報告書を提出してください。
事業報告書が提出されない場合は、補助金を返金して頂きます。
- 収支報告書の提出と精算
別添資料「補助金に関する経理処理の手引き /2. 収支報告書の提出と精算」をご確認ください。
- 事業報告書の提出
期日：2015年4月23日（水）
内容：すべての支援対象事業についての事業報告書（別紙：様式 2-1～2-3）
注：期日前であっても、報告書が出来次第、随時提出頂いてもかまいません。

⑤ その他(補足等)

- 補助金が支払われた年度内に、対象事業に係る直接経費として支出してください。
- 地域強化育成資金は、地域の独自性に配慮し、各地域サッカー協会が主体的に行うことが重要です。地域における合理性と公平性を果たすため地域ユースダイレクターが中心となり、技術委員長等と連携を取りながら、補助金の使途・配分を決定してください。そのため地域ユースダイレクターが本件の企画立案・実施及び予算・決算に関わるよう協力してください。
- JFA 側の窓口（担当部署）は技術部とし、各地域サッカー協会のカウンターパートとして協働して取り組みます。
- 提出先：〒113-8311 東京都文京区サッカー通り JFA ハウス 10F
公益財団法人 日本サッカー協会 技術部 福嶋宛

以上

本件に関する問い合わせ

公益財団法人日本サッカー協会 技術部 福嶋・岡田
TEL: 03-3830-1810 FAX: 03-3830-1814 E-mail: fukushima@jfa.or.jp

「地域強化育成資金」の対象となる事業内容について

a) 強化育成に関わる事業

強化育成資金の対象事業は、地域における育成年代の選手の育成や、指導者を対象とした研修会などを通し、国民のスポーツへの広い理解と関心を高め、児童または青少年の健全な育成を促進し、より良い社会の形成を促進し、また、地域社会の健全な発展を助け、スポーツサッカーを通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、または豊かな人間性を涵養することなどを目的とした事業である。

b) 9 地域トレセンスタッフ研修会

本研修会は、都道府県のトレセン活動に関わる指導者のレベルアップを図り、地域・都道府県におけるトレセン活動の中心となる指導者の養成および将来現地在住のナショナルトレセンコーチとなりうる人材の発掘・養成を目的とする事業である。

□ 研修会の内容

- ① 指導実践
- ② スキルアップのための講義・指導実践
- ③ 日本内外のサッカーに関する最新情報の伝達

※ 場所、期間、開催規模は地域ユースダイレクターが主体となり、地域のスタッフ等と共に企画立案・実施するものとし、地域の独自性を配慮する。

※ リフレッシュポイントの付与は下記のとおりとし、地域の運営担当者が事後処理（入力）を行なう。

- 2日以上で開催で指導実践あり：40ポイント
- 1日以下で開催で指導実践なし：20ポイント

c) 地域GK キャンプ

ゴールキーパーキャンプは日本代表選手の排出のために日本のゴールキーパー育成の土台を厚くするべく、選手の強化・育成・発掘を目的とするとともに、情報発信と各地域のゴールキーパーコーチ研修の役割も担う事業である。

□ ゴールキーパーキャンプの内容

- ① 選手へのトレーニング・講義
- ② 日本内外のサッカーに関する最新情報の伝達
- ③ ゴールキーパーコーチの研修

※ 実施場場所、期間、開催規模はナショナルトレセンゴールキーパーコーチが主体となり、地域のスタッフ等と共に企画立案・実施するものとし、地域の独自性を配慮する。

d) 地域トレセンリーグ

本リーグは年間を通して選手が質の高い環境で戦えるゲーム環境整備の一環として、各地域で下記内容を含むトレセンリーグを実施し、個の育成を図る事業である。

- ① トレセンマッチデーを利用して行なわれている。
- ② セントラル方式（集中開催）ではなく、年間（または長期間）を通じて実施。

- ③ 全県のトレセンが関わっている。
- ④ リーグ戦方式である。
 - ・ 支援終了後も継続していくことを前提とした取り組みとしてください。
 - ・ リーグ戦の定着に伴い、トレセンマッチデーは月1回でなくとも構いません。年間でバランス良く開催してください。